

平成 2 8 第 3 回 定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成 2 8 年 9 月 8 日 開会

平成 2 8 年 9 月 1 5 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成28年第3回奈井江町議会定例会

平成28年9月8日（木曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第1号 補助団体監査結果報告
- 第 7 報告第2号 平成28年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第3号 平成28年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第4号 平成28年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第1号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第2号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第3号 平成28年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第4号 平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第5号 平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 第15 認定第1号 平成27年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設会計歳入歳出決算の認定について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 沢 公
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	篠 田 茂 美
ふるさと振興参事	碓 井 直 樹
まちづくり課長	馬 場 和 浩
くらしと財務課長	小 澤 克 則
おもいやり課長	松 本 正 志
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
まちなみ課長	大 津 一 由
健康ふれあい課長	小 澤 敏 博
やすらぎの家施設長	表 久 義
教 育 次 長	山 崎 静
代 表 監 査 委 員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美 妃 代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成28年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

●議長

日程第2、会期の決定を議題と致します。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から15日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から15日までの8日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時00分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

第2回定例会終了後から、本日第3回定例会までの議会運営委員会の開催報告を致します。

議会運営委員会は、7月7日から、本日9月8日までに、4回開催しております。
開催日順に報告致します。

委員会開催日、平成28年7月7日。調査事項及び調査内容は、奈井江町議会傍聴規則についてであります。

委員会開催日、平成28年7月22日。調査事項は、第3回臨時会議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③町政懇談会について、④奈井江町議会傍聴規則についてであります。

委員会開催日、平成28年8月18日。調査事項及び調査内容は、奈井江町議会傍聴規則についてであります。

委員会開催日、平成28年9月2日。調査事項は、第3回定例会の議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤意見案の取扱いについて、⑥会議案等についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 3番

皆さん、おはようございます。

それでは、第2回定例会におきまして付託された調査事項の調査を終了しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日7月12日。調査事項調査、第1号「廃棄物処理について（現地調査含む）」

まちなみ課長、管財環境主幹、同係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。

調査内容と致しまして、1. ごみ処理フロー図、2. 奈井江町廃棄物種別・排出形態について、3. 砂川地区保健衛生組合搬入量について、4. 平成27年度ごみの計画・粗大収集運搬委託業務について、5. 平成27年度有料化ごみ袋の手数料徴収委託状況について、6. 不法投棄対策等について。

資料は、別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、近年、ごみの排出量において、可燃ごみのみが年々増加し、排出割合が全体の5割を超える量となり、砂川地区保健衛生組合構成市町においても同様の傾向にあることが報告された。

ごみの分別・減量についての周知・啓発などに取り組んでいるが、増加傾向にある可燃ごみ排出量の減量や分別、リサイクルの重要性等、更なる徹底が図られるよう努力願いたい。

不法投棄対策については、全町一斉クリーン作戦や警察等関係機関との連携、監視カメラの設置など一定の効果が認められることから、今後においても検証、見直しを行いながら実施されるよう望むものである。

委員会開催日7月26日。調査事項、調査第2号「地域包括支援センター業務について」

健康ふれあい課長、介護支援係長、同主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容と致しまして、1. 要介護度認定の概要について、2. 緊急通報装置状況について、3. 地域包括支援センター関係について、4. 介護予防・日常生活支援・生活支援体制事業について、5. コミュニティカフェの状況について、6. 平成28年度の包括支援事業の方向性について。

資料は、別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、高齢化が進む中で、高齢者や家族が住み慣れた地域で、健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会を築くため、公的機関の支援充実とともに、町民一人ひとりの協力が不可欠である。

本町では、見守り体制や医療や介護、予防のみならず福祉サービスなど、様々な生活支援サービスについて、日常生活の場で適切に提供される地域の体制が重要であることから、住民支え愛推進会議や、認知症初期集中支援チームなどの体制の整備を進めている。

今後において、若い世代への理解や、関係の深い社会福祉協議会との連携を強化し、事業の中心的な役割を担う地域包括支援センターが更に充実されるよう望むものである。

委員会開催日 8月8日。調査事項、調査第3号「排水機場の管理状況について（現地調査含む）」

ふるさと振興参事、ふるさと農政課長、農政係長の出席を求め資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。

調査内容と致しまして、奈井江・新奈井江、高島排水機場事業について。1. 事業概要について、2. 施設、運転概要について、3. 管理経費について、4. 大規模改修について、5. 道営水利施設整備事業（奈井江瑞穂地区）について。

資料は、別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、近年、集中豪雨や融雪水が増加傾向にあり、内水氾濫の危険性が高まる中、排水機場は大変重要な役割を果たしている。

老朽化による機能低下が懸念されていた奈井江排水機場、新奈井江排水機場では、道営事業により計画的に改修工事が進められ、その整備状況等について確認したところである。

今後とも、適正な施設の点検・維持管理及び、円滑な運転の実施により、住民の安全・安心な暮らし、農地の保全に努めていただきたい。

委員会開催日 8月18日。調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」

くらしと財務課長、くらしと財務主幹、税務係長、財政係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容と致しまして、平成28年度賦課課税状況については、1. 個人町民税課税状況について、2. 法人町民税課税状況について、3. 固定資産税課税状況について、4. 都市計画税課税状況について、5. 軽自動車税課税状況について、6. たばこ税申告状況について、7. 国民健康保険税賦課状況について、8. 後期高齢者医療保険料決定状況について、9. 平成27年度町税等徴収実績一覧表について。

財政状況については、1. 奈井江町の財政構造（27年度決算）について、2. 健全化判断比率の状況（27年度決算）について、3. 主な財政指標の推移について、4. 町債残高と公債費の推移（一般会計）について、5. 町債残高と公債費の推移（全会計）について、6. 各種基金の積立状況について、7. 町債発行額の推移（一般会計）について。

資料は、別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、税の徴収において収入未済額の減少とともに、様々な手法により徴収率の向上に繋がっていると評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、今後とも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、町税、普通交付税の減少が見込まれる中、経常収支比率が上昇傾向にあることを十分留意され、今後とも健全財政の堅持に努めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時12分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

私からは、広報常任委員会の所管事務調査報告を致します。

委員会開催日6月29日。調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報8月号誌面構成について。

委員会開催日7月4日。調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報8月号の校正について。

委員会開催日7月14日。調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報8月号の校正について、②議会中継について。

委員会開催日7月22日。調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①広報8月号の校正について、②北海道町村議会議長会広報研修会について

以上の委員会をもちまして、議会だより8月号を8月1日に発行致しました。

以上、報告と致します。

●議長

以上で、報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時14分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

（10時14分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

皆さん、おはようございます。

ご苦労さまでございます。

平成28年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、はじめに、先月8月に入り日本列島では、前線の活発な動きに加え、4つの台風が上陸致しまして、全国各地に甚大な被害をもたらしました。

この災害で、亡くなられた方や被害に遭われた方に対しまして、弔意を申し上げるとともに、心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

さて、北海道においては、8月17日～24日に台風7号、11号、9号が連続して上陸したことによりまして、「奈井江町大雨災害対策本部」を設置致しまして、対応に当たりましたので、その概要についてご報告申し上げます。

天候等状況においては、奈井江町における雨量の累計は約330ミリ。

1時間あたりの最大雨量につきましては、20日（土）でございますが、13時の約40ミリ。

石狩川については、21日11時に最高位である18.4mまで上昇していますが、また、この間、内水、外水の状況を見ながら、奈井江排水機場、高島排水機場のほか、8号樋門、高島地区防災組合による内水排除を行っているところでございます。

災害対応についてでございますが、災害対策本部につきましては、20日（土）13時に立ち上げまして、休日でありましたが、直ぐに約60名の職員を招集致しまして、道路パトロール、土のう設置等を開始しているところでございます。

以後、23日までこの体制を維持致しまして、石狩川の外水低下による排水機場が停止を経て、24日に対策本部を解散致したところでございます。

被災状況では、床下浸水が1件、5カ所の町道等で、冠水による通行止めを行う交通規制を実施したほか、現在も調査中ではありますが、水稻畑で27.9ha、ハウス32棟が、冠水、倒伏などの被害にあっているところでございます。

しかしながら、災害対策として最優先される人的被害は1件もなかったところでございます。

現在、町道や林道、排水路等の復旧に係る事業費の積算を行っているところでございます。

昭和56年の大災害から起算すれば35年ぶりとなる大雨でございますが、災害復旧

に一定の目処が経ちましたら、改めて内部で検証を行ないながら、今度の対策に役立てて行きたいと考えているところでございます。

それでは、改めて行政報告を行いたいと存じますが、7月5日には、災害発生時の応援や平常時の研修や情報交換などの協力体制強化のため、中空知5市5町防災に関する協定を調印締結致しました。

7月12日、北海道議会および知事に対し、加えて7月27日に道内選出国會議員、各省庁の幹部等に対し、空知地方総合開発期成会と致しまして、要請活動を行って参りました。

「地方交付税の確保、充実」、「地域医療の確保と健康施策の充実」、「防災拠点となる庁舎建設への財政支援」等、空知地方の広域的管内的課題について強く要請を行ってきたところでございます。

9月7日には、町と奈井江中学校合同で防災訓練を実施致しました。

防災教材カードゲーム「クロスロード」を使い、生徒たちの災害時の様々な環境や状況下において、どのような判断をして行動するか、考える防災訓練を実施致しまして、実り多き訓練になったと考えているところでございます。

次に、ふるさと農政課関係では、今年の米の作況状況について、ご説明を申し上げます。

8月15日現在の作柄として、北空知においては、「やや良」となる見込みが、北海道農政事務所から発表されました。

9月6日には、町内16のほ場において農業委員会が実施致しました3品種の生育状況に係る作況確認調査の状況におきましても、登熟も順調でございまして、不稔の状況や病害虫の影響も少なく、町内全域でバラつきのない、良好な作況と報告を受けているところでございます。

今後の収穫作業が順調に進み、良品質米による豊作を期待するところでございます。

次に、記載はありませんが、ふるさと商工課関係について、申し上げます。

8月20日21日と開催を予定しておりましたないえ産業まつりについては、大変残念ではありましたが、大雨により中止となったところでございます。

一方、花火大会については、8月25日に改めて開催がなされまして、公民館駐車場に多くの観覧者が集まる中、第50回の記念大会と致しまして、約2千発の花火が打ち上げられ、盛會に実施されたところでございます。

最後になりますが、2年に1度開催されます町政懇談会も、8月12日より昨日、9月7日までの間で、市街地区、農村地区あわせて8カ所で開催させて頂きました。

今回より農村地区の皆様の理解、協力のもと合同で3つの地区として開催したところでございます。

各地区へ訪問し、多くの町民の皆様と直接意見交換を行うことができ、建設的な意見を沢山頂きましたので、できるだけ町政に反映して参りたいと思います。

以上、一般行政報告と致します。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第3回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政につきまして、4点について、ご報告を申し上げたいと思います。

1点目は、7月21日に開催を致しました平成28年度教育委員会事務事業外部評価会議についてでございます。

本年度におきましても、各委員より、教育事務事業の評価と意見・要望等を賜り、今般、報告書にまとめをさせて頂いたところでございます。

報告書につきましては、本定例会に提出をさせて頂いておりますが、今後とも、委員各位のご意見等を踏まえまして、各事務事業の推進に活かして参りたいと考えております。

次に2点目は、7月28日に開催致しました救済委員会についてでございます。

会議では、小中学校で定期的を実施しております「いじめアンケート調査」の結果とその対応状況について、ご報告申し上げ、委員各位より忌憚のないご意見を賜ったところでございます。

委員各位のご意見を踏まえ、今後とも、いじめ防止に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に3点目と致しまして、報告書に記載してございませんが、先月23日、北海道に上陸を致しました台風9号の対応についてでございます。

台風による暴風雨のピークが、児童生徒の登校時間帯と重なることが予想されたことから、前日の22日に小中学校の各校長と協議を行った結果、23日の対応と致しまして、小学校では終日臨時休校、中学校では午前11時の繰り下げ登校としたところであります。

当日は幸いにしまして、天候も大きく荒れることもなく、児童生徒の安全が確保されたところでございます。

4点目につきましても、報告書に記載はございませんが、奈井江中学校3年生の「鈴木あい」さんが、卓球女子個人戦において、7月に開催をされました中体連全道大会で見事、全国大会の出場権を得まして、8月21日から4日間の日程で、富山県高岡市で開催をされました全国大会に出場するという快挙を成し遂げたところでございます。

結果は、初戦突破とはなりませんでしたが、鈴木さんの健闘を讃え、心より拍手を送るものであります。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時26分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 2番竹森議員の質問・答弁)

(10時26分)

●議長

2番竹森議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

今年は、先ほど、一般行政報告でもありましたように、8月12日より昨日まで、町政懇談会が町内8カ所で開催されました。

私も、今回できる限り参加しようということで出席しました。

町長をはじめ、職員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

各地区では、活発な意見・質問が出され、町民の奈井江町全般にわたる町政に対する問題意識や地区ごとに違う問題点などを聞きまして、大変参考になりました。

議会も、今年初めて懇談会を開催したところではありますが、その時も思ったんですが、やはり、町民と直接対話することの大切さを痛感しました。

さて、一般質問についてであります。今回は、国民健康保険事業について、3点、質問致します。

医療保険改革法が、昨年5月に成立したことから、現在の国民健康保険の運営主体を、平成30年度より都道府県に移すことになりました。

そこで、1点目の質問であります。奈井江町が運営している国保事業も北海道へ広域化されますが、新制度になるまで、あと1年半となった今、現時点での進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。

また、北海道へ広域化した場合の奈井江町の保険料は、どのようになるのでしょうか、伺いたいと思います。

2点目につきましては、関連があるのですが、広域化にあたりまして、全道統一の保険料が設定されるのか、また、緩和措置はとられるのかについて伺います。

また、新制度移行までの期間が少しありますので、具体的には何かと無理があると思いますが、予想できる範囲でお答え願いたいと思います。

3点目については、現在、広域で運営している空知中部広域連合のこれからの存在意義と申しますか、今後のあり方についてであります。

今回の、国保の都道府県への広域化に伴い、空知中部広域連合の今後のあり方は、どうなるのか伺いたいたいと思います。

これについては、町長は、空知中部広域連合の連合長もやられておりますが、今回は、奈井江町長としての視点で、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、3点について質問致します。

よろしくお願ひ致します。

●議長

(10時30分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員からの質問でございますが、国民健康保険事業についてでございます。

1点目は、都道府県化に向けた作業の進捗状況と移行後の保険料についてでございますが、2つ目は、保険料の全道統一化と緩和措置についてということでございますが、3点目は、空知中部広域連合の今後のあり方についてということでございます。

国保制度につきましては、昨年、成立した法律の一部改正によりまして、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は、引き続き、保険証の発行、保険給付、保健事業など、地域住民に関わる身近な事業を担うこととなったのは、ご案内のとおりでございます。

そこで、関連がございますので、1点目と2点目の質問について、併せて答弁させて頂きたいと思うところがございます。

平成30年度から保険料の賦課・徴収の仕組みは、都道府県が、市町村の医療費水準・所得水準を考慮した納付金を決定致しまして、市町村は、都道府県が算定した標準保険料率を参考に定めた保険料を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みとなっております。

しかし、現在の各市町村の保険料については、様々な要因により、格差が生じておりまして、特に北海道については、小規模市町村が多く、医療費水準・所得水準の格差も大きいことから、都道府県化と同時に保険料を統一することは困難でございますが、国が示した、全国一律的なガイドラインを基に致しました算定方法では、道内の多くの市町村で、保険料の急増を招く恐れがございますが、北海道の特殊性に対応した納付金の算定や激変緩和措置を講じるよう、道内市町村・関係団体が一体となって、国・道に要

請を行ったところでございます。

道では、これらの状況を踏まえまして、現在、納付金の仮算定の作業を進めておりますが、その結果が示されるのは、本年10月以降の予定となっておりますので、現時点では、納付金や保険料についてお答えすることができませんが、道国保連合会の副理事長である私の立場からも、不公平感が生じないような算定を行うよう、引き続き強く訴えて参りたいと考えているところでございます。

特に、ご案内のとおりですね、医療水準、更には、保険料、医療水準、所得水準が格差がありまして、地方については、奈井江町を含めてでございますが、これらの格差が都市部と大きな違い、開きがございます。我々が多くを被らなければいけないということになってしまっても大変だということで、発言を致しているところでございまして、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

ただ、本年10月以降の予定となっておりますが、それまでは、まだ未定でございますので、私からの見解を、具体的な見解は避けたいと思うところでございます。

ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

次に、3点目の空知中部広域連合の今後のあり方についてでございますが、現在、広域連合では、1市5町の担当職員を集めた勉強会を開催しておりまして、都道府県化された場合の課題や、運営のあり方などについて検討を進めている最中でありまして、今後、これらの取りまとめがなされた段階で、慎重に判断して参りたいと考えているところでございます。

ご理解願いたいと思うところでございます。

いずれに致しましても、私の見解は、あくまでも空知中部広域連合は継続すべきだと、こういうふうに思っておりますので、連合長との発言でなく、個人的な町長としての発言を求められたので、そういうふうに思っておりますことを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

以上でございます。

●議長

(10時35分)

2番竹森議員。

●2番

ありがとうございました。

ちょっと時期が早かったので、なかなかこのぐらいの答弁しか出来ないのかなとは思って、私たちがとても気にしている、激変緩和ですとか、当然考えても、都市部、札幌市が多分一番国保事業でも大きい所帯になると思うんですけども、そこと合併した場合に、統一料金をすぐ導入するとなると、かなり全道的にも混乱するのかなと。

今、町長がおっしゃったとおり、そういう形で、激変緩和とか、各市町村の今までのやっていることを、いづらか引き継ぐという、案で進んでいると思うので、安心したところであります。

国保事業については、今年、奈井江町でも賦課限度額が1万円上がっております。

そこで、やっぱり、私は農家なんですけれども、農家はかなり最高限度額に張り付いているので、かなり、広域化になった時にも気になるところであります。

今ほどの答弁でかなり納得する部分がありますので、そのように進んだらいいかと考えております。

3点目に質問した空知中部広域連合の今後のあり方ということで、私も国保の広域化になってどうなるのかなって考えて、先ほど町長が答弁されたとおり、せっかくこういう広域化で連携していますし、事務の作業も各市町が軽減されているとっておりますので、やはり、折角ある以上、発展していくように願って、再質問はありませんので、これで質問を終わらせて頂きます。

今日はありがとうございました。

●議長

以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

(10時37分)

(2. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時38分)

●議長

引き続きまして、5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

おはようございます。

本日は、1点、若者が投票しやすい仕組みづくりについて、町長に質問致します。

昨年の6月に選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立し、今年の7月の参議院選挙から適用されました。

抽出の調査では、18歳19歳の全国の投票率の平均は45.45%、北海道は42.47%と発表されています。

また、8月26日付の北海道新聞では、道内の14の有権者5万人以上の市で比較すると、道内で最も投票率が高かったのは、恵庭市で53.51%、2番目が千歳市で51.49%、選挙管理委員会の関係者は、両市には自衛隊の駐屯地があるので、そこで投票を啓発した影響ではないかと指摘しています。

このほか、岩見沢や札幌での投票率が高めで、各候補が得票の期待できる道央圏を中心に訴えたことが影響しているのではないかと分析しているということでした。

奈井江町では、広報ないえでは2回にわたって「18歳選挙権」について特集を組むなど、選挙への関心を高める積極的な取り組みがなされましたが、奈井江町の18歳19歳の投票率と、その数値をどう見るか伺います。

更に、6月25日付の道新では、道内の10の町で、住民票を实家に残したまま、地

元を離れて暮らす283人の大学生や高校生が、選挙人名簿に登録されないという事態が起きていると報じられていました。

これらの町の選挙管理委員会は、新有権者の住所などを確認し、「住所地である実家には生活実態がない」と判断し、有権者名簿に登録しなかったということです。

更に、この10の町のうち7町では20歳以上の合計238人も登録されていなかったということです。

奈井江町では、住民基本台帳の記録に基づき、選挙人名簿を作成しているということで、このようなことはなかったということですが、こうした住民票を実家に置いたままの有権者が何人いるのか、町として把握しているのか伺います。

更に、実家に入場券が送付された場合、地元に戻って投票するか、不在者投票をすることになりますが、その不在者投票の方法がよく分からないとか、面倒だからということで棄権したということも地方の投票率を下げた原因だといわれています。

進学や就職で実家を離れることの多い地方の若者が不利益を受けないよう、不在者投票の方法を分かりやすく周知することや、実家を離れる時には住民票を移しましょうという呼びかけも必要なのではないかと思いますが、今後、町として更に若者の投票率を上げる新たな手立てを考えているか伺います。

●議長

(10時42分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、1つは、参院選挙における奈井江町の18歳19歳の投票率とその数値をどう見るか。

2つ目と致しまして、町に住民票を置いたまま、他の自治体に住む新有権者は何人いたのか。また、そのような人の投票率を上げる新たな手立てが必要ではないかということですが、1点目の先に行われた参議院議員選挙における、奈井江町の18歳19歳の投票率と、その数値をどう見るかについてでございますが、投票事務につきましては、選挙管理委員会の所管事務でありますから、町長としての私の考えを申し上げたいと存じます。

新有権者に対しましては、選挙管理委員会において、期日前投票や不在者投票の活用など、選挙制度について分かりやすく解説したリーフレットを郵送したほか、JR奈井江駅構内でのチラシ配布を行っておりますし、また、町と致しましても、広報誌にて2ヵ月間にわたる選挙の特集を組みまして、投票率向上に向けて取り組んで参りました。

この結果、全年齢における投票率が、全国が54.7%、全道が56.8%に対し、奈井江町が64.6%となったものの、18歳19歳の投票率については、全国の45.5%、全道が43.4%、先ほど三浦議員の指摘のあったとおりでございますが、奈井江町が45.0%に留まりまして、平均的な率に終わったため、投票率をもっと高める

努力は必要だと感じているところでございます。

そこで、2点目の住民票を置いたまま別の自治体に住む新有権者の人数と、投票率を引き上げる新たな手立てについてでございますが、18歳19歳に限らず、選挙人名簿の登載者につきましては、町内に生活実態があるかどうか、また、転出先に転入届を出しているかどうかについて、名簿登載者1人ひとりを追跡調査することは困難でございます。ご質問のあった、人数についての答弁は出来ませんので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

少子高齢、過疎化が進む中にありまして、若い世代の参政については、大いに推進すべきものでございまして、引き続き、期日前投票や不在者投票について、積極的な啓発活動を行うと共に、国においても、より積極的な主権者教育を行うべきだと考えているところでございます。

また、町と致しましては、例年、児童生徒の皆さんと行っている「町長と語る会」において、「どのようにしたら投票に行きたくなるか」など、子供たちと共に投票率の向上について考えてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

参考までに、参議院選挙の奈井江町の18歳19歳の状況について申し上げたいと思いますが、有権者数55人、投票者28人でございます。50.91%、投票率がですね、19歳になりますと有権者が54人ございまして、投票者が21人、38.89%ということが、はっきりしているところでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

●議長

(10時47分)

5番三浦議員。

●5番

只今の答弁で、18歳50.91%、そして19歳が38.89%だったということですが、全国的に全道的にも18歳の方が投票率は高かったということで、それをどう見るかということなんですけれども、高校での主権者教育がかなり意識的にやられたので、その効果が出たんでないかというふうな見方もあるというんですけれども、もう一つはやっぱり18歳は高校生が多いので、親元から通学しているという条件があるので、親元を離れてしまう可能性の多い19歳よりは投票しやすかったのではないかと考えられると思うんですけれども、何れに致しましても、18歳19歳が初めて投票した今回の参議院選挙は様々な課題を浮き彫りにしたと思います。

投票率を上げるための啓発は主に選挙管理委員会の任務なので、自治体がやれることには限りがあると思いますけれども、どうして住民票を移さないのかという大学生や専門学校の生徒に聞くと、成人式の案内が届かなかつたら困るという、そういう答えがかなり多いんだそうです。

大学で調査すると。

ですから奈井江町では、住民票を移しても実家といいますか、実家の方にも成人式の

案内状がくるので、安心して移して下さいというようなことも、親の方にも呼び掛けていくことも必要かなと思いますが、その点、いかがでしょうか。

●議長 (10時50分)
町長。

●町長
今、おっしゃるとおりでございます、そういう心配があるかと思えます。
従いまして、親の方にも、そういう連絡をしておくことは、当然のことだと思います。
投票率を上げる努力をどのようにするかということを検討して参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長 (10時50分)
5番三浦議員。

●5番
生まれて初めての選挙というのは、その後の選挙に対する姿勢に大きな影響を与えたいと思えます。

今回、全国的にも入場券が届かなかった有権者がいたということは、大変残念だったと思うんですけども、選挙管理委員会と同時に、自治体や地域、家庭でも選挙に行こうと大いに呼び掛けていきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

●議長 (10時51分)
町長。

●町長
お話し申し上げておきたいということは、ただ、親が、地元で暮らしているということは、こういう状況ということを含めて、広報で知らせるしかないと思えます。

個別に案内を出すというわけにはいきませんので、ご理解を頂きたいと思えます。
よろしく申し上げます。

●議長
以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(10時51分)

(3. 7番笹木議員の質問・答弁)

(11時00分)

●議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7 番 笹木議員。

(7 番 登壇)

● 7 番

7 番 笹木利津子です。

先に通告致しました食品ロス削減に向けての取り組みについて、町長にお伺い致します。

「食」は、私達にとって、大事な限りある資源であります。

世界では、全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにも関わらず、その3分の1は無駄に捨てられています

中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスです。

農水省によると日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、この内の632万トンが、食品ロスと推計されております。

これら売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、いわゆる食品ロスの削減に本気で取り組んでいかなくてはいけないと感じます。

我が国におけるコメの年間収穫量、昨年で800万トンと比較しても、632万トンの食品ロスの多さに、驚きを感じますし、また我が国の食料自給率40%は、先進国の中でも最低水準の日本でありながら、食べられる食品が大量に廃棄されているという現状は、なんとも矛盾しております。

では、食品ロスを減らすために私たちができる事はと考えた時、まずは、一人ひとりの意識改革が最重要になりますが、我が町として何が出来るかという点を、町全体の運動として展開できないでしょうか。

平成13年に食品リサイクル法が施行されてから数年の推移では再生利用率は着実に上昇しておりますが、食品卸売業や食品小売業外食産業など、食卓に近くなるほど再生利用実施率は低く、まだ十分とは言えません。

すでに先進的な自治体では、様々な食品ロス対策が行われております。

長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席に戻り食事を楽しむ「3ゼロ1ゼロ」運動を進めております。

そこで奈井江町において、学校や幼稚園など教育施設における学校給食や食育・環境教育を通して、食品ロス削減のための啓発活動の展開について、また、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みをはじめ、飲食店等における「残さず食べる運動」「持ち帰り運動」の展開で、町民、事業者が一体となった取り組みについて、更には、町の災害備蓄食品について、これまでは消費期限後に廃棄してきたと思われませんが、今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、消費期限数か月前にフードバンク等の寄付を含め、再利用の検討は考えられないか。

以上3点について、町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(11時04分)

(町長 登壇)

●町長

笹木議員にお答えして参りたいと思いますが、食品ロス削減の取り組みについてということでございますが、1つ目は、認定こども園や学校などにおける給食や食育・環境教育を通じた食品ロス削減の取り組みについて。

2つ目と致しまして、家庭における食品在庫の管理や食材の有効活用の取組みをはじめと致しまして、飲食店等における「残さず食べる運動・持ち帰り運動」の取組みについて、3つ目としては、災害備蓄品の消費期限前の有効活用についてということでございますが、日本は、世界最大の食糧輸入国にも関わらず、食べ残しなど、食べられるのに廃棄されている食品ロスが、廃棄物として大量に排出されております。

笹木議員が言われるとおり、資源の有効活用や環境負荷への観点から、この食品ロスの削減が必要とされる中であって、3点にわたる奈井江町の取り組みについてお答えしたいと存じます。

1点目の認定こども園や学校における啓発の取り組みについてでございますが、まず何よりも食育が大切だと認識をしているところでございまして、健全な成長のために、食事は欠かせないものであることをしっかりと理解させ、小さな頃から好き嫌いを無くし、食事に興味を持って、バランスよく何でも食べる習慣を身に着けること、また、「いただきます」の意味は、「命をいただくこと」であることを、子供たちに教えていくことも、たいへん重要であると考えております。

これらを踏まえ、こども園や各学校では、それぞれ年齢に応じた内容で、食育に取り組んでおりまして、認定こども園においては、絵本や紙芝居などで、食材や食事の大切さを日頃から楽しく学んでいるほか、地域や各団体の協力を得て、自ら育て、収穫する喜びを通じて、嫌いな物がなくなるよう、菜園体験事業にも取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みについて、野菜を苦手とする子供も、卒園までには、全て残さず食べられるようになり、子供たちの大きな成長にも繋がっております。

また小中学校では、給食を廃棄する映像を見せ、映像を見た子供たちから、「もったいない」「ちゃんと食べなきゃいけない」といった声が上がると聞いております。

このほか、子供たちの体格などにより、量が多いと感じる子は、給食に手をつけないうちに食缶に戻す一方で、食べたい子には、おかわりをさせるなど、担任からの声掛けも行いながら、残渣が出ないように指導しているほか、奈井江小学校では、平成26年度から給食時間を延長致しまして、食べる時間の確保に配慮をしています。

このような取り組みについて、認定こども園での残渣は、ほぼ無い状況でございまして、学校においても、残差率が改善されているところでございます。

2点目の家庭や飲食店等の取り組みでございますが、北海道では、家庭・外食・宴会等での食べ残しなど、食品のムダを少なくする取り組みを進めておりまして、町と致しましても今後、家庭での食品の食べ切り、使い切りなど、家庭から発生する食品ロスの抑制について、啓発の必要性を感じていたところでございますが、住民一人ひとりにごみ減量化やもったいないという意識付けのきっかけとなるよう衛生だよりや広報等を通じまして周知を行って参りたいと思います。

また、飲食店等への取り組みについては、食品衛生協会と協力して普及啓発して参りたいと思います。

3点目の災害備蓄品の消費期限前の有効活用についてでございますが、平成24年度から、計画的な災害備蓄品の整備を進めて参りましたが、消費期限による更新が必要なアルファ米などの食料品については、期限前に防災訓練で有効活用するなどして、古い物から順に更新をして参ります。

この他、粉ミルクについては、こども園において、0歳児のミルク飲用や、給食のシチュー、ホットケーキなど、牛乳の代替えとして使用し、食品ロスのないよう努めていますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時11分)

7番笹木議員。

●7番

今ほど食品ロスについて町長から答弁を頂いたところであります。

一番本当にありがたいなと思ったのは、認定こども園で、入園してから卒園するまでに、嫌いなものが無くなって卒園していく。

本当でしたら、家庭で、親御さんが頑張らなければいけないところを、本当にしっかりそこらへんに食の大事さという部分に努力をして下さって、好き嫌いがなくなって卒園出来るって、本当に、ありがたいことだなって思って、今伺ったところです。

小学校の残食ですけれども、少し前のイメージでしたら、かなりの残食が出ているというイメージがあったんですね。

教育次長に伺ったところによりますと、残食ももう殆どない、牛乳ももう殆ど残っていないということで、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、先生方も一生懸命頑張って下さって、残さないように、食べる子は沢山食べる。

特に、私も孫がいます、スポーツ系の孫はすごく食欲いいですし、そうじゃない孫は、本当に食が細いんですね。

びっくりするぐらい、その食の量が違うんです。

ですからそこら辺、先生方、本当に考えて下さって、食べれる子はおかわりしてでも食べる、食べない子は手を付けないうちに戻すってということで、これ素晴らしいことだなと思って、今伺っていたところです。

是非、食育環境教育についても、今後もしっかりまた取り組んで頂きたいと思います。

2つ目の質問だったんですけれども、食品在庫の管理、普及啓発の強化という部分なんですけど、私考えるに、単に、家庭での生ごみが増えるとか、生ごみを減らすためにどうするかということではないんだと思うんです。

今、奈井江町でも食改で、様々なメンバーの方が色々やって下さってますよね、給食室で。

クッキング教室も、男の方や子供さんもやってます。

そんな中での取り組みの中で、是非、食材の有効活用とか、そこら辺にまた焦点をあてる取り組みをして頂くことが出来ないのかという思いがあります。

今残さず食べる運動っていても、要はイコール食べ切れる分量のメニューにすることがすごく大事なんですよね。

そして、同じ値段であれば、量より質という時代にもなってきました。

ですから、そこら辺は本当に是非、最初に申し上げたとおり、1人ひとりの意識の問題なんだと思うんです。

家庭での食品ロスなんていうのは特に。

私自身が今回この質問をするのに考えた時に、少し、本当に10年15年前は、大所帯でした。

どこの家もそうでした。

2世代、3世代が暮らして、こんな大きいお鍋で沢山の物を作っていました。

今、1人、2人、3人、今、うちは3人ですけど、この人数にあった分の食事を作るというのは大変なことなんです。

おいおいすると、どうも多くなってしまって、2日目3日目となったら、食べなくて、食べられるものを捨ててしまうという現状も私自身もあるものですから、私は、食器だとかお鍋を小さくするとか、何かしら考えていかないと、本当に残渣、家の中の食品のロスは減っていかないんだと思うんです。

ですから、ここら辺も是非、1人ひとりの意識改革なので、町としても、町民の皆さん一人ひとりに、冷蔵庫の中の点検だとか、お鍋の使い方だとか、もし啓発して頂ければありがたいという思いでこの2番目の質問をさせて頂きました。

それと、持ち帰り運動の啓発ですが、例えば、奈井江はそんなに、外食もお店もそんなに件数はないんですけれども、是非是非、持ち帰り用のフードパックを用意して頂くとかして頂ければ自分の食べ残ったものは、持ち帰って頂くというような運動を進めて頂きたい。

例えば、定例会、今定例会はないんですが、定例会の懇親会をやりますよね。

終わった後に見ると、半分以上食材残ってますよ。

ですから、あれだけのものが必要なのかという点と、さっき言いました、3ゼロ1ゼロ運動を実施したらもっと減るのかなとか、やっぱり意識の問題なんだと思うんです。

例えば、あそこに出る予算がもちろんあるんですから、予算の中で、1人ひとりパックにちょっとしたものを詰めたものが、一人ひとりのなおらいの時についたとしたら、自分の物を食べてそのまま自分のパックを持ち帰る。

そうしたら残食ゼロですよ。

ロスが無くなる。

だから、やっぱり知恵だし、そこに向かって何かやっていこうという意識なんだと思うんですね。

是非、そこら辺を考えて頂きたいと思うんです。

例えば日本から、今本当に困窮している国に、海外への食糧支援を大体320万トンしております。

でもそれ以上に、日本の国の中で捨てられているというのが、本当にこれは、それを上回るだけ食べ物が捨てられているということを考えなくちゃいけないですし、食品ロス、イコール我が国の食料自給率ですけれども、この町にとって、町民の人たち一人ひとりが、自給率の部分も、天災もあります、大変な状況もあります、いつどんなことになるかも分からない、その中で、本当に食べ物のロスをなくそうということを、町全体で考えていくことが出来るかなという思いで、今回の質問をさせて頂いたんですが、町長のご意見を伺いたいと思います。

●議長

(11時17分)

町長。

●町長

今、笹木議員ご発言あったとおりでございまして、やはり、限られた中で、限られた食料をどういうふうにするかと、私共気づかなかったんですが、本当に家庭で家内に任せきりだということもありまして、結構残しているということもありますので、意識の問題だといわれ、おっしゃるとおりだと思います。

町民が意識を1つにして、無駄をなくす、そして、更には、それが生きる力だと、命だということを含めて、今後とも町内外に向けて、特に、そういう観点から力強く発信していこうと、こういうふうに思っておりますし、特に食品については、わが町の広報等についても、そういうことも必要かということも含めながら、考えていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上でございます。

●議長

(11時18分)

7番笹木議員。

●7番

町としてもこの食品ロスに本当に焦点をあてて考えて下さるという答弁を頂きました。まずは、私自身が、我が家庭の中で、いかに食品ロスを出さないで、それこそ、キッチンに立って食事の支度をするかということから、私自身も始めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(11時19分)

(4. 1番大関議員の質問・答弁)

(11時19分)

●議長

1番大関議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。

私からは大綱2点の質問を町長に伺いたいと思います。

まず1点目は災害時の町民避難について伺いたいと思います。

先ほどの町長の行政報告でもありましたとおり、奈井江町も今回の台風、前線の影響で、総雨量が330ミリ、時間雨量も46ミリと聞いております。

町内でも28ヘクタールほどの田畑の冠水、ハウス等の被害が若干ではありますが、出たということでありませう。

この被害の面積であります、もし収穫が出来ないとなると1、300万ほどの被害が出るということを知っております。

被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げます。

災害時の業務遂行体制につきましては、6月の定例会で大矢議員が質問致しましたが、私からは、自治体が出す、避難勧告や避難指示、避難準備情報を出す時に、町民にどのようにお知らせをするのかを伺います。

特に今回、冠水被害が大きかったのは、高島地区だったと思いますが、排水機場もフル稼働しましたし、機場のない所は、トラクターに取り付けるポンプ等で内水の排除を行いました。

しかし、なかなか内水が減らず、危険もありましたので、トラクターも浸水するという事で、撤退を致しました。

もう既に内水を避ける手立てがなくなったということで、自分自身も、自宅を含む近隣の住民と共に、あと数十センチで床下浸水というところまでいきましたので、今回、避難について、住民にどのように知らせてくれるのかをお聞きしたいと思います。

また、道路も一部冠水しまして、通行止めの場所も発生しましたので、連絡の方法についてお聞きしたいと思います。

また、特に農村地区にある避難所の安全性についても、お聞きしたいと思います。

南富良野で堤防が決壊致しましたが、避難所の1階が浸水するという被害もありましたので、この辺についてもお聞きしたいと思います。

奈井江町は、ホームページを刷新致しまして、ハザードマップ等、もしもの時の情報

を既に作成しておりますが、高齢者等、閲覧できない人たちには、もう少し町側として、リーフレットだったり、広報誌であったり、情報を発信してはどうかと思います。

避難情報の周知の仕方と避難所の安全性について、町長にお伺い致します。

●議長

(11時22分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員にお答えして参りたいと思います。

災害時の町民の避難についてということでございますが、1つとしては、町民の避難の仕方、連絡等について、2つ目として、避難所の浸水等の安全性についてでございますが、議会の冒頭、行政報告においても申し上げましたが、総雨量が昭和56年災害に次ぐ、330ミリという中であって、床下浸水が1件、人的被害がゼロということが何よりでありました。

また今回、町民の皆さん方においても、自助や共助の精神を発揮されまして、自分たちで出来ることは自分たちで取り組みながら、どうしても人手が足りなくなった時に役場に支援を求めるなど、町民の皆さんも冷静に対処されていたと感じているところでございます。

それでは、1点目の災害時の町民の避難の仕方、連絡等について、お答えして参りたいと思います。

気象状況や河川の水位については、気象庁や国土交通省の情報をリアルタイムに近い形で入手しているほか、札幌管区气象台とも直接、連絡を取り、情報入手に努めていると共に、町内の定期的なパトロールを実施し、災害が発生する恐れがある場合には、すぐに災害対策本部を設置して、町民の安全安心、効率的な支援を構築しているところでございますが、そこで、万が一、住民の避難が必要となった場合につきましては、町地域防災計画で定めているとおり、まずは電話などを利用しまして、防災協力員である連合区長に電話連絡を行いまして、行政区長、住民へと伝達する一方で、町広報車の町内巡回によります、呼びかけを行うことになっておりまして、例年7月頃に、防災協力員会議を開催し、連絡方法等の確認をしているところでございます。

また、防災対策には、町民一人ひとりが気象情報等を随時確認していることが大変重要でございまして、日頃から、災害などの際には、テレビ、ラジオを通じて情報を入手して下さいとの啓発も行ってきているところでございます。

避難勧告を出した場合には、道を通じて、すぐに報道機関に伝わり、テレビのテロップで、奈井江町何々地区避難勧告との緊急情報が流れることになっております。

また、現在は、インターネットで多くの情報を得られますし、奈井江地区に滞在する全ての携帯電話へ直接、警報を配信する「エリアメールサービス」の準備もしております。

また、避難所への実際の移動につきましては、「奈井江町支え愛条例」で定めたように、町民相互の共助の精神を持って、地域の住民同士が協力しながら避難して行くことが大切だと考えております。

今回の町政懇談会においても、各地域において、自主防災組織づくりが正に、今必要であると訴えているところでございます。

高齢者という話がありましたが、これも含まれておりまして、町民相互の共助の精神をもって、助け合いの気持ちで協力し合って頂きたい、こういうふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

次に2点目の浸水等、避難所の安全性についてでございますが、避難所としては現在、連合区の会館を始めと致しまして、学校、体育館、公民館、みなクルなど、町内19カ所の公共施設等を位置付けております。

この度の台風においては、災害が発生する場合には、河川の内水による被害を想定しまして、高島、瑞穂、大和地区の会館を避難所とするよりも、地域性や浸水の安全性を考慮した場合、公民館を避難所として内定し、準備を行うと共に、その旨、各連合区長にも周知を行ったところでございます。

被害想定が、地域なのか全町的なものになるのかなど、その時々状況によりまして、効率的かつ安全性の高い避難所を指定して参りたいと考えております。

なお、これまで避難勧告が出された場合においては、町の指定避難所に避難することが一般的でしたが、夜で道が見えにくく避難所に行くこと自体が危険な場合もあることから、現在は、高い建物や自宅の2階、親戚や友人宅など、建物内の安全な場所での待機も避難行動の選択肢の1つであるとの考え方も示されております。

さて、我々も今回の災害で、改めて多くのことを学びました。

今後の災害対応に役立てて行くと共に、広報誌等を通じて、啓発活動等、住民周知にも努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時29分)

1番大関議員。

●1番

只今の町長の答弁によりまして、奈井江町はしっかりとした対策を取られているという事は十分に分かりました。

被災地の例なので申し訳ないんですけども、岩手県岩泉町のグループホームで多数の患者さんが逃げ遅れて死者が出ましたけれども、ここのグループホームの代表は、避難準備情報の意味が分かっていなかったとコメントしております。

ですので、避難の仕方も大事ですし、避難勧告や避難指示の意味も町民によく分かって頂けることも大事だと思われまます。

また、先日のNHKの番組で、地球温暖化の放送がされました。

この中で、北海道におけるいわゆるゲリラ豪雨、短期大雨情報であります、1時間

に100ミリを超えるような大雨の降る頻度が、北海道だけ、現在の2倍から3倍に増えるという報道がなされました。

ですので、今回、奈井江町では46ミリの雨でしたけれども、今後、もっと大雨が降る予想がされます。

今回、西側では冠水の被害がありましたけれども、初めてだと思いますが、東側でも小規模な土砂崩れもありますし、奈井江川ですとか、白山の川ですとか、今まででないような増水しておりますので、災害時の対策についてもう一度、考える時間が必要ではないかなと思います。

今回、早くに対策本部も立ち上がりましたし、町職員がパトロールしていることも見ております。

今後も人的被害を出さないためにも、行政の姿勢が問われると思います。

もう一度、町長の発言をお願いしたいと思います。

●議長 (11時31分)
町長。

●町長
今、大関議員のご指摘のとおりでございますが、想定外のことも予想されるところでございますが、たまたま、本州で岩泉町でああいうふうになったと。

ただ、あれも川の関係からいいますと、そういうことも考えられることでございますから、そういう意味では我々もそういうことにならないように、想定外のことが起きますから、準備万端していきたいと、こういうふうに思っておりますし、今回の災害等についても、多くを学ばせて頂きましたので、町民にご協力頂きたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時32分)
1番大関議員。

●1番
出来ることは自分でということが大事ではありけれども、出来ることは自治体、行政でお願いしたいと思います。

この件につきましては、以上で質問を終わります。

続きまして、2点目の質問であります。

2点目は昨日の茶志内、高島の町政懇談会でも出た質問になりますが、都市計画用途地域の見直しについて、伺いたいと思います。

奈井江町の人口減少は、様々な定住対策等により、社会増減では減ってきましたが、減少が止まるころまではいっておりません。

また、それと同様に、農業者も、高齢化や減少が止まらず、農業委員会としても、

年々農地の移動が難しくなってきたところも現状であります。

農振農用地につきましては、現在のところなんとかなっておりますが、整備の進んでいない、農振農用地区域外の農地、いわゆる白地につきましては、厳しい状況になっております。

現在、賃貸で若手が借りているところはありますが、なかなか売買にまでは、至っていないというのが現状であります。

町全体と致しましては、道営の基盤整備事業や色々な整備事業で整備をされまして、農業委員会からも整備をしないと、なかなか売れる方向にはいきませんよということで、情報を流して、高齢者の方にも参加を頂いているところであります。

数年前には、都市計画用途地域以外の白地については、地元農業者の要望もありまして、農振農用地に変更してもらいました。

上下水道の整備をされた地域は無理だと致しましても、また奈井江町だけで決定出来ないことも分かりますが、この先も人口減少は止まらないと考えますし、コンパクトな町へ変貌していくためにも、土地計画用途地域の変更、見直しを考える時期ではと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

●議長

(1 1 時 3 4 分)

町長。

●町長

大関議員の2点目の質問でございますが、都市計画用途地域の見直しについてでございますが、質問の要旨については、人口減少等により、都市計画用途地域を見直ししたらどうかと、農振農用地へ変更できないかどうかということでございますが、農振農用地については、昨日も、今、おっしゃったとおり、高島、茶志内の両地域で行われた町政懇談会でも話題になりましたが、いずれに致しましても、農振農用地区域内の農地は、各種補助事業や農業委員会の斡旋により売買した農地の各種税金の特例措置の要件となっております。農振農用地区域への変更については、農地の流動化を図る意味でも重要なことと理解をしているところでございます。

平成23年度には、大和地区で白地の区域を農振農用地区域に変更している経過がございますが、その他の農地は都市計画用途区域の見直しに関わって参ります。

この見直しにつきましては、空知団地の関係から美唄市との一体的な計画となっているため、同じく平成23年度に、美唄市とも協議を行った上で、関係する農業者に対しまして、説明会を開催した経過がございます。

その際、下水道事業を実施している地域であり、多額の補助金返還が生じること。

2つ目と致しましては、都市計画税の返納が生じること。

3つ目と致しましては、空知団地周辺の準工業地域の農地など、他の地域にも波及致しまして、影響が出ること、4つ目と致しましては、北海道の都市計画にも影響が出ることなど、多くの時間と費用が掛かりまして、影響が大きい旨の説明を致しまして、一定のご理解を頂いているところでございます。

都市計画用途地域につきましては、住居・商業・工業など、地域の目指すべき土地利用の方向を考え、北海道の同意を経て定めたものでございまして、一定の継続性・安定性が必要とされておりまして、現在もその状況には変化はなく、計画の変更は大変難しい状況でありますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

変更が出来ない農地については、今の制度の中で、出来る限りの支援をしていきたいと考えておりますし、制度が緩和され何らかの取組みが可能であれば、検討を加えていきたいと考えておりますので、重ねてご理解を賜りますよう、お願いを申し上げて、答弁と致します。

●議長 (11時38分)

1 番大関議員。

●1 番

只今の町長の答弁で、なかなか計画の変更は難しいですよというお答えでありましたが、やっぱり奈井江町の将来を考える時には、1次産業も頑張ってますし、コンパクトな町に変更していくためにも、見直しの時期にきているのではないかなと思います。

今後、農地の流動化を進めるためですとか、色々な目標に向かいまして、都市計画用途地域の変更を継続して、考える時間を作って頂きたいと思います。

私からの質問は以上であります。

大変、ありがとうございました。

●議長

以上で、大関議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

(11時39分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時39分)

●議長

日程第6、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

議案書の1頁をお開き下さい。

報告第1号「補助団体監査結果報告について」

地方自治法第199条第7項の規定により、平成27年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第199条第9項の規定により、これを公表する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

詳細については別冊でお配りをしてございますが、7月25日、29日の両日、平成27年度に町が財政支援を行った補助団体の62事業中41事業について、監査を実施致しまして、各団体とも確実に収納するとともに、事業目的に従って執行していることが認められたとの報告がありましたので、これを報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時41分)

●議長

日程第7、報告第2号「平成28年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「平成28年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成28年度に公表する健全化判断比率につきましては、平成27年度決算に基づき算定をされておりまして、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については全会計において、赤字資金不足は生じていないことから、該当なしでございます。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については12.8%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については55.9%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を大きく下回っているところでございます。

以上、健全化判断比率について、報告致しますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(11時43分)

●議長

日程第8、報告第3号「平成28年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をお開き下さい。

報告第3号「平成28年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成28年度に公表する資金不足比率については、平成27年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものでございますが、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の4会計において、資金不足は生じていないことから、該当なしでございます。

以上、資金不足比率についての報告を致しますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

日程第9 報告第4号の上程・説明・質疑

(11時45分)

●議長

日程第9、報告第4号「平成28年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

4頁をお開き下さい。

報告第4号「平成28年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり平成28年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

本件につきましては、奈井江町教育委員会より報告がありましたので、町議会に報告をするものでございます。

その概要について、教育次長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

●議長

教育次長。

●教育次長

第3回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

別冊の「平成28年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」をお手元にご用意をお願い致します。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものでございます。

本年度は、平成27年度に行いました主要な事務事業の取り組みについて、平成28年7月21日に開催を致しました外部評価会議において、3名の委員から、各事務事業へ、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂き、本報告書にまとめたものでございます。

点検及び評価の対象項目につきましては、「平成27年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

一つ目の柱の「1学びの充実」では、5頁から9頁に渡ります11事業について、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員から9頁に記載をしております意見を頂いたところでございます。

1つには、2つ目の記載となっておりますが、中学校の漢字・英語検定については、希望者のみの受験だが、受験していない生徒のためにも昨年度のテキストをクラスに置いたり、夏休み冬休みの課題の一環として取り組むなど、先生方も課題の確認もできる。また、学力の向上に繋がっていくので、是非、相関させながら学校と連携して取り組んでもらいたい。

また、個別の支援計画（なえっこ伸び～る手帳）でございますが、これは手で記入するのも大事だが、足し増しができ、検査結果も直接綴ることができる。信頼感のあるデータになるので、とても良いと思う。是非、活用してほしい。などの4点のご意見を頂いたところでございます。

次に、「2豊かな心と健やかな体の育成」では、主要な8つの事業の取り組みに關しまして、外部評価委員からは、13頁に記載をしておりますが、栄養バランスのとれた給食で、「給食だより」を町民にも回覧してくれている。とても良いことで、今後も継続してほしい。など2点のご意見を頂きました。

「3快適な学習環境の整備を推進します」では、14頁になりますけれども、児童生徒が学校生活を快適に送れるように、今後も維持管理に努めて頂きたい。との、ご意見を頂きました。

「4多様な教育機会の支援を推進します」では、主要な2事業の執行状況に対しまして、15頁に記載しておりますが、奈井江商業高校へ、奈井江町からの生徒がもっと増えるよう、これからもPRをして学校説明会などで小中高連携して、地元高校の良さをアピールしてほしい。とのご意見を頂きました。

「5子どもの健全な育成を推進します」では、18頁までにわたります、主要な9事業の取り組みに対して、子ども会のミニバレーもチャレンジクラブも参加者が少なくなってきたから止めるのではなく、10名足らずでも続けて行くことが大事だと思う。ミニバレーも中学生が小学生の面倒を見たり、小中連携ができるので、人数が減っても続けてほしい。など、2点のご意見でございました。

「6生涯学習活動を推進します」では、23頁までにわたります、主要な事業に対しまして、指定管理者内の職員が退職などにより替わっても、スポーツ教室を継続して実施し、中学生の部活動へ繋げていけるようにして頂きたい。など2点について、ご意見

を頂きました。

「7 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します」では、7 事業に対し、26 頁に記載しておりますが、子どものスポーツ教室の実施は、専門の指導者からの指導はとても良いことである。今後も継続して頂きたい。など2点について、ご意見を頂きました。

「8 個性豊かな芸術文化を推進します」では、29 頁に記載しておりますが、中学生対象の芸術鑑賞は、高校生も一緒に聴いていただくことは、とても良いと思う。ホールの環境が整っているので、継続して実施して頂きたい。

また、「9 教育委員会活動状況」では、教育委員会のホームページをなるべく新しいものに更新するようお願いをしたい。とのご意見を頂いたところでございます。

以上が、平成27年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。

外部評価委員から頂きました意見を、今後の事業内容の充実、改善に役立て、効果的な教育行政を推進して参ります。

以上、報告書のご説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

ここで昼食のため13時まで休憩と致します。

(休憩)

(11時52分)

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時57分)

●議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第10、議案第1号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

1、専決事項、平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）であります。

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,298万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2、専決処分の日、平成28年8月20日。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金771万1千円を追加し3億4,144万7千円、20款諸収入9万5千円を追加し1億3,948万7千円、歳入合計780万6千円を追加し48億7,298万7千円。

歳出、6款農林水産業費122万2千円を追加し2億5,664万7千円、8款土木費198万4千円を追加し6億1,394万7千円、12款職員費460万円を追加し7億4,770万2千円、歳出合計が48億7,298万7千円であります。

今回の補正につきましては、8月20日からの大雨によります災害対策に係る経費でありまして、8月20日付けで専決処分を行ったものでございます。

補正予算の内容について歳出より説明を致しますので、9頁をお開き下さい。

農林水産業費、農業費の農地費では、排水機場維持管理事業に要する経費として、燃料費および運転管理業務委託料で122万2千円を追加計上。

10頁にわたります土木費、河川費の水防費では、防災に要する経費として、燃料費を始め、手数料、機械器具借上料ほか、排水ポンプ維持管理負担金等、併せて198万4千円を追加計上。

職員費の職員手当では、災害対策に従事をしました職員の時間外手当等で460万円の追加計上してございます。

続きまして、歳入について説明を致しますので、8頁をご覧下さい。

諸収入の雑入では、大和地区の排水ポンプ設置稼働経費負担金で9万5千円を追加計上しております。

歳入歳出の差771万1千円につきましては、歳入予算の財政調整基金繰入金を同額追加計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時02分)

●議長

日程第11、議案第2号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書12頁をご覧下さい。

議案第2号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」

平成28年度奈井江町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,771万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,070万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、9款地方特例交付金11万9千円を追加し121万9千円、10款地方交付税4,770万6千円を追加し22億7,870万6千円、14款国庫支出金434万7千円を追加し2億9,104万7千円、15款道支出金4,448万円を追加し3億9,236万7千円、16款財産収入40万円を追加し1,871万2千円、17款寄附金1,475万円を追加し1,735万円、18款繰入金1,472万2千円を減額し3億2,672万5千円、20款諸収入313万8千円を追加し1億4,262万5千円、21款町債247万2千円を減額し3億7,102万8千円、歳入合計5,771万4千円を追加し49億3,070万1千円でございます。

歳出、2款総務費2,644万6千円を追加し2億8,029万3千円、3款民生費1,549万9千円を追加し9億5,194万円、4款衛生費34万5千円を追加し7億5,557万3千円、6款農林水産業費368万1千円を追加し2億6,032万8千円、7款商工費202万5千円を追加し9,584万1千円、8款土木費948万2千円を追加し6億2,342万9千円、10款教育費23万6千円を追加し2億9,398万8千円、歳出合計が5,771万4千円を追加し49億3,070万1千円とするものでございます。

次頁をお開き下さい。

第2表、地方債の補正の変更でございます。

起債の目的は、地域交流センター大規模改修工事でありまして、限度額を200万円追加し1,940万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、21頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、財政事務に要する経費として、ふるさと応援寄附金に係る記念品、送料等で468万2千円を追加計上。

行政情報システムに要する経費として、固定資産台帳・公会計システム整備に係る負担金で254万5千円を追加計上。

22頁の財産管理費では、その他公有財産の維持管理に要する経費として、北町の旧教職員住宅の修繕で71万2千円を追加計上。

職員・教員住宅の維持管理等に要する経費として、職員住宅の修繕で94万円を追加計上。

庁舎の維持管理に要する経費として、庁舎外壁落下物養生工事で114万5千円を追加計上しております。

地域振興基金では、ご寄附による積立金で1,475万円の追加計上であります。

23頁をお開き下さい。

徴税費の賦課徴収費では、個人住民税の更生に伴う過誤納還付金で30万円を追加計上。

戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード等に要する経費として、関連事務委任に係る負担金137万2千円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、障害者自立支援給付費負担金の確定による過年度分返還金で947万3千円を追加計上。

24頁の、臨時福祉給付金に要する経費として、臨時事務員に係る共済費、賃金あわせて140万9千円を追加計上です。

老人福祉費では、在宅福祉サービス事業に要する経費として、今年度から新たに取組む屋根雪下ろし助成事業補助金で100万円を追加計上しております。

高齢者対策費では、地域包括支援センター運営に要する経費として、市民後見人養成講座委託料で180万円を追加計上。

25頁にわたります児童福祉費の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、障害児入所給付費負担金の確定による過年度分返還金で35万2千円を追加計上しております。

25頁をお開き下さい。

児童措置費では、養育医療給付事業に要する経費として、審査支払手数料、未熟児養育医療費負担金、道負担金の過年度分返還金あわせて146万5千円を追加計上。

衛生費、保健衛生費の予防費では、その他予防事務に要する経費として、B型肝炎予防接種の定期接種開始に伴う委託料で34万5千円を追加計上。

26頁の、農林水産業費、農業費の農業振興費では、環境保全型農業直接支払交付金に要する経費として、対象活動の増などによりまして335万5千円を追加計上。

農地費では、排水機場維持管理事業に要する経費として、非常用発電機冷却水交換修繕等で30万1千円を追加計上。

林業費の林業振興費では、林業振興に要する経費として、にわ山ヒグマパトロールに係る公用車燃料代で2万5千円を追加計上しております。

27頁をお開き下さい。

商工費では、地域交流センターの管理運営に要する経費として、地域交流センター大規模改修工事における2階の南側テラス床防水改修等で202万5千円を追加計上。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、町道維持管理等委託料で400万円を追加計上。

除排雪に要する経費では、ロータリ除雪車、除雪ドーザの修繕料で71万2千円を追加計上。

28頁の、雪処理施設に要する経費として、雪処理施設中央制御システム通信設備等の修繕料で191万7千円を追加計上しております。

河川費、河川維持費では、河川の維持管理に要する経費として、奈井江川外草刈清掃等に要する河川維持管理人夫賃で19万円を追加計上。

都市計画費の下水道費では、下水道事業会計繰出金として、個別排水処理施設整備事

業等の実施によりまして266万3千円を追加計上。

29頁にわたります教育費、中学校費の教育振興費では、その他中学校の教育振興に要する経費として、中体連の全道大会等出場助成金で23万6千円を追加計上してございます。

続きまして、歳入について説明を致します。

17頁をお開き下さい。

地方特例交付金では、交付金の確定により11万9千円を追加計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により4,770万6千円を追加計上。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、未熟児医療費負担金で46万4千円を追加計上。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事業費補助金で137万2千円を追加計上。

民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業事務費補助金で126万1千円を追加計上。

18頁の国庫委託金、土木費委託金では、雪処理施設維持管理委託金で125万円を追加計上しております。

道支出金、道負担金の民生費道負担金では、未熟児医療費負担金で23万2千円を追加計上。

道補助金の民生費道補助金では、権利擁護人材育成事業費補助金で126万円を追加計上。

農林水産業費道補助金では、環境保全型農業直接支払交付金で251万6千円を追加計上。

道委託金の土木費委託金では、雪処理施設維持管理委託金で44万円を追加計上しております。

19頁をお開き下さい。

財産収入、財産運用収入の財産貸付収入では、教職員住宅の使用料改正により40万円を追加計上。

寄附金では、鈴木福弘様、遠山敏温様、斉藤和恵様、匿名希望の方1名、また、ふるさと応援寄付金で熊谷安希子様ほか454名の方々からご寄附合わせて1,475万円を追加計上をしております。

20頁にわたる諸収入、雑入では、臨時職員社会保険料自己負担金で14万8千円、障害者自立支援給付費における国・道費過年度分精算金で288万6千円、未熟児医療費徴収金で10万4千円を追加計上してございます。

20頁の、町債では、過疎債として、地域交流センター大規模改修工事で200万円を追加計上。

町債の臨時財政対策債で、金額の確定によりまして447万2千円を減額計上を致してございます。

なお、以上におけます歳入歳出の差1,472万2千円につきましては、19頁に記載をしておりますが、財政調整基金繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図つ

たところでございます。

以上、補正予算の概要についてご説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
5番三浦議員。

●5番

資料24頁の在宅福祉サービス事業に要する経費ということで、屋根の雪下ろしの費用が100万円計上されておりますけれども、これは、新しい事業だということですので、事業の概要をお示し願いたいと思います。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

三浦議員からの質問のございました事業概要についてご説明をさせていただきます。

まず事業の目的でございますけれども、冬期における屋根の雪下ろし作業につきましては、危険を伴う高所作業であり、高齢化が進む本町にあっても、時折、高齢者の落下事故が発生をしております。

こうした状況を踏まえ、冬期における安全確保と不安解消を図るため、屋根雪下ろし助成事業を実施して参りたいと考えております。

事業における対象世帯でございますが、高齢者や障がいのある方など、危険を伴う高所作業が困難な世帯で、町内に扶養義務者がいない非課税世帯とし、世帯につきましては、世帯全員が65歳以上で介護認定要支援以上または同等の方、70歳以上で疾病により日常生活動作に支障をきたしている方、身体障がい者手帳1級、2級の保有する方としております。

対象経費につきましては、町内業者に依頼する雪下ろし作業経費の2分の1とし、助成額につきましては、実際に屋根雪下ろしを行っている事業所に金額等についてお聞きをしており、平均額が2万円でございますので1回1万円を上限に、降雪の状況によっては2回必要となる場合もありますので、期間中2回までの利用を可能としております。

以上、屋根雪下ろし助成事業の概要についてご説明申し上げました。
ご理解につきまして、よろしくお願い申し上げます。

●議長

三浦議員。

● 5 番

シルバーセンターにおいては雪下ろしをしないということですので、こういう事業が始まるということは、大変町民にとってもありがたいことだと思うんですけども、新しい事業ですので、今年度実施して、その対象世帯とか助成額が的確だったのかどうかということを検討して、次年度以降、改善があり得るのかなというふうに思っていますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

● 議長

おもいやり課長。

● おもいやり課長

今年、初年度ということもございますが、この事業が終了した後には、改めて利用者さんの声であるとか、事業内容の検証についてもして参りたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願い致します。

● 議長

他に質疑ありませんか。

6 番森岡議員。

● 6 番

今回の一般会計補正予算におきまして、2 点についてもう少し詳細な説明を頂きたいので、質問をさせていただきます。

まず1点は22頁の庁舎の維持管理に要する経費ということで、外壁の落下物があるということで、説明の中で養生工事ということがございましたけれども、工事費としては、そんなに大きくないんですけども、この金額でどこまでの工事ができるのか、どのような内容の工事をされるのかということ、まず1点お尋ねします。

それと、もう1点なんですけど、27頁の地域交流センターの管理運営に要する経費で、こちらも工事費なんですけれども、昨年、大規模に屋根の改修はされておりますが、それとはちょっと別枠なんだろうという理解でおります。

それで、今回補正においてのテラスの防水というご説明でしたけれども、補正をしてまでしなければならぬということなので、その現状と、どういう対処をされるのかということ、お尋ねしたいと思います。

● 議長

まちなみ課長。

● まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

庁舎に係る維持管理の経費ということで、庁舎の外壁については、4面とも酷い状況

となつてございます。

ただ、一番酷いのが北側の西側でございます。

今、そこについては、モルタルの剥離で、駐車場については駐車禁止にしてございます。

補修をするのではなくて、屋上から1階までの区間、養生シートで飛散防止ということで、屋上から1階までの面をシートで囲うという工事でございますので、よろしくお願い致します。

●議長

ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長

森岡議員のご質問でございます。

地域交流センターに関わる工事請負費の部分で、その現状、また対処法ということかと思ひますけれども、まずは、昨年度から、ご承知のとおり、大規模改修ということで進めておりました、昨年度は、屋根を中心にとということでやって参りました。

今年は、トイレ周りを中心にとということで、考えております。

それで、実は今年の春先なんですけれども、雪解けの時期ですけれども、トイレの上部から雨漏りがしていたというような状況で、これは原因を追究していたところ、ちょうどその上部が2階のテラスになっておりました、そこは外部と開放になっているところなんですけれども、そこには、床材、デッキ材というものが、すのこ状に敷いてあるんですけれども、それが、屋根に固定してついていると。

その下が、実はトタンで屋根状になって、ダクトで水が落ちるというような状況になっていたというところでございます。

そのダクトの付近の部分、そこから、そこがトタンですので、経年劣化により腐食をしていたということから雨漏りが生じていたというところでございます。

すぐに応急処置ということで、ブルーシートを当てまして、雨漏りの解消に対する対応は行ったところでございますが、今回、トイレを中心とした大規模改修というようなことで、周辺箇所も同一なことでございますから、それに合わせた形で、改修をしていきたいという計画を取ったところでございます。

そのようなことで、今後におきましては、当然、そのトタンであるとまた何年も経つと同じような症状が生まれると。

また、先ほど言いましたデッキ材を敷いていることによって、ちょうど目隠しになって、例えば目づまりですとか、そういった部分も、見えない部分が実はございましたので、それらを改修すべくFRP素材を使いまして防水によります加工で、そこを対処していきたいと。

そのような工事を、今回の大規模改修と一連の中でやりたいということで今回追加計上させて頂いたところでございますので、よろしくご理解頂きたいと思ひます。

●議長

その他にありますか。

森岡議員。

●6番

庁舎の壁の落下物の工事内容については理解しました。

今、課長の説明によると非常に一番危険箇所と申しますか、その部分について今回対処されるということですが、他、目視とか簡易な調査は1回された記憶があるんですけど、他の部分については、現状、危険、危険でないことないんでしょうけど、どういう認識でいるのかということをお尋ねします。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

只今の森岡議員のご質問でございます。

私どもに建築技師がおりますので、日頃から外壁については、注意深く監視をしております。

今回は、たまたま、先ほど言いました北側の西側が一番飛散防止が多いということで、危険防止のために、養生工事を行ったということで、随時、それ以外の所についても、監視はして参りますし、また危険なところがございましたら、同じような方法で、飛散防止を考えたいと思いますので、よろしくお願い致します。

●議長

その他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 2 6 分)

●議長

日程第 1 2、議案第 3 号「平成 2 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 3 0 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 2 8 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」

平成 2 8 年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 万 4 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7, 0 1 8 万 6 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 9 月 8 日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、7 款道支出金 5 9 万 4 千円を追加し 5 9 万 4 千円であります。歳入合計 5 9 万 4 千円を追加し 2 億 7, 0 1 8 万 6 千円です。

歳出、1 款総務費 5 9 万 4 千円を追加し 2 億 6, 5 8 5 万 3 千円、歳出合計 5 9 万 4 千円を追加し 2 億 7, 0 1 8 万 6 千円。

補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、3 3 頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、一般事務に要する経費として、国保都道府県化の準備作業に伴うシステム改修委託料で 5 9 万 4 千円を追加計上してございます。

歳入であります。

道支出金、道補助金では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で 5 9 万 4 千円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時29分)

●議長

日程第13、議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34頁をお開き下さい。

議案第4号「平成28年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成28年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476万3千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,956万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金266万3千円を追加し2億5,783万7千円、6款町債210万円を追加し9,420万円、歳入合計476万3千円を追加し4億7,956万3千円であります。

歳出、1款下水道費476万3千円を追加し8,477万9千円、歳出合計476万3千円を追加し4億7,956万3千円であります。

次頁をご覧ください。

第2表、地方債補正の変更であります。

起債の目的、個別排水処理施設事業債、130万円を追加し限度額を410万円とするものであります。

2つ目の個別排水処理施設事業債（過疎債）80万円を追加し限度額を220万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、2起債ともに、いずれも変更なしとしてございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、39頁をお開き下さい。

下水道費、下水道整備費の下水道建設費では、公共下水道事業に要する経費として、流域関連公共下水道事業計画図書作成委託料で76万7千円を追加計上。

個別排水処理施設整備費では、個別排水処理施設整備事業に要する経費として、工事請負費で270万円を追加計上。

下水道維持費では、公共下水道施設維持管理に要する経費として、公共柵等の修繕料で129万6千円を追加計上しております。

40頁の、公債費では、歳入の補正に伴い、公債費の財源振り替えを行っているところでございます。

続きまして、歳入について説明致しますので38頁をご覧ください。

町債では、個別排水処理施設設置工事に係る財源として、下水道事業債で130万円、過疎債で80万円を追加計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差266万3千円につきましては、38頁の歳入予算におけます、一般会計からの繰入金を同額追加計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時34分)

●議長

日程第14、議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書41頁をご覧下さい。

議案第5号「平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4

号) 」

総則、第1条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

収益的収入および支出の補正、第2条、平成28年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については補正はございません。

支出、第1款病院事業費用765万2千円を追加し11億5,813万6千円とするものであります。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

それでは、補正の内容につきまして、収益的収支の説明を致しますので、43頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の経費では、職員旅費、医事会計用消耗備品、システム保守委託料、医療廃棄物等処理手数料あわせて135万3千円を追加計上。

資産減耗費では、医療機器廃棄に伴う固定資産除去費で15万9千円を追加計上。

病院事業費用、医業外費用のサービス付高齢者向け住宅費では、経費、給与費あわせて614万円を追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では5,600万3千円の赤字、繰越実質収支では1億4,277万4千円の黒字を見込んでいるところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 7 議案一括上程・大綱説明

(13時37分)

●議長

日程第 15、

認定第 1 号「平成 27 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 27 年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 27 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 27 年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 27 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 27 年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 27 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、7 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、認定第 1 号から 7 号について、一括をして概要の説明をさせて頂きたいと存じます。

議案書の 52 頁をお開き下さい。

認定第 1 号「平成 27 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 8 日提出、奈井江町長。

この後、概要について説明をさせて頂きたいと存じますが、各会計の決算額等につきましても、別冊でお配りをしております奈井江町一般会計等決算資料の 2 頁をご覧を頂きたいというふうに存じます。

それでは、一般会計の決算概要について、申し上げます。

歳入総額49億2,382万7千円、歳出総額48億5,898万1千円、歳入歳出差し引き6,484万6千円となり、翌年度に繰り越す財源174万2千円を差し引き、実質収支額は6,310万4千円でございます。

歳出につきましては、前年度比2,035万3千円、0.4%の減、歳入につきましては、前年度比2,452万2千円0.5%の減となっております。

予算の執行にあたりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けた「まちづくり計画」の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用いて、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところでございます。

それでは、議案書の53頁をご覧ください。

認定第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成27年度の国民健康保険事業会計の決算額は、歳入総額2億7,222万5千円、歳出総額2億7,050万7千円、実質収支額171万8千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、広域連合の負担金で、対前年度比11.8%増の2億6,391万8千円。

歳入につきましては、国民健康保険税で、対前年度比18.2%減の1億983万9千円、繰入金で、対前年度比114.0%増の1億346万3千円となっております。

議案書の54頁をご覧ください。

認定第3号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成27年度の後期高齢者医療特別会計の決算額につきましては、歳入総額9,191万4千円、歳出総額9,147万9千円、実質収支額が43万5千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、道の後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度比0.5%減の9,124万1千円。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で、対前年度比2.4%減の5,968万2千円、繰入金で、対前年度比2.6%増の3,179万円となったところでございます。

それでは議案書の55頁をご覧ください。

認定第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

下水道事業会計の決算の概要でございますが、歳入総額4億9,684万5千円、歳出総額4億9,481万6千円、実質収支額202万9千円となっております。

下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水柵新設が4ヶ所、個別排水処理施設設置工事が2ヶ所の整備を行って参りました。

なお、これらの整備により、平成27年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で95.0%となり、水洗化件数は2,564件となったところでございます。

議案書の56頁をお開き下さい。

認定第5号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成27年度の国民健康保険病院事業会計の決算におけます収益的収支では、収入が11億3,203万8千円、支出11億5,429万2千円となり、当年度の純損失が2,225万4千円となっております。

資本的収支では、収入1億3,919万2千円、支出1億8,167万5千円となり、不足する額4,248万3千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしたところでございます。

なお、平成27年度につきましては、給与費の減少、経費の節約に努めましたが、減価償却費等によりまして、単年度実質収支で3,085万2千円の赤字、27年度末の繰越実質収支で2億2,833万5千円の黒字となったところでございます。

議案書の57頁をご覧下さい。

認定第6号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成27年度の老人保健施設事業会計決算におけます収益的収支では、収入2億1,986万4千円、支出2億3,402万7千円となり、当年度純損失は1,416万3千円となったところです。

資本的収支では、収入2,664万4千円、支出2,664万4千円となっております。

なお、27年度につきましては、材料費等の増加によりまして、単年度実質収支で819万2千円の赤字、27年度末の繰越実質収支では1,048万1千円の黒字となったところでございます。

議案書の58頁をご覧下さい。

認定第7号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

平成27年度老人総合福祉施設事業会計決算におけます収益的収支では、収入3億6,835万4千円、支出3億6,784万1千円となり、当年度純利益は51万3千円となったところでございます。

資本的収支では、収入1,294万1千円、支出1,333万2千円となり、不足する額39万1千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしたところでございます。

なお、平成27年度につきましては、一般会計負担金の増、資産減耗費の減等々によりまして、単年度実質収支では162万8千円の黒字、27年度末の繰越実質収支では3,627万4千円の黒字となっております。

以上、平成27年度の全7会計の決算概要について、一括をして説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご認定下さいますよう、お願いを申し上げます。

(大綱質疑)

●議長

7議案に対する大綱質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月14日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、9月14日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩)

(13時52分)

(特別委員会の互選結果報告)

(13時55分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

9月9日から9月14日までの6日間は、特別委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

特別委員会開催及び議案調査のため、9月9日から9月14日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。

なお、15日は、午前10時00分より会議を再開します。

大変にどうもご苦労さまでした。

(13時56分)

平成28年第3回奈井江町議会定例会

平成28年9月15日（木曜日）

午前9時58分開会

○ 議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第1号 平成27年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成27年度奈井江町老人総合福祉施設会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第9号 平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第6号 奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第7号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 6 議案第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 意見案第1号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書
- 第 8 意見案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書
- 第 9 意見案第3号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書
- 第10 意見案第4号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書
- 第11 意見案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 会議案1号 奈井江町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第13 調査第1号 議会運営委員会の調査に付託について
- 第14 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第15 調査第3号 広報常任委員会の所管事務の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良 治
副 町	長	相 沢	公
教 育	長	萬	博 文
会 計 管 理 者		篠 田	茂 美
ふるさと振興参事		碓 井	直 樹
まちづくり課長		馬 場	和 浩
くらしと財務課長		小 澤	克 則
おもいやり課長		松 本	正 志
ふるさと商工課長		横 山	誠
ふるさと創生課長		石 塚	俊 也
ふるさと農政課長		辻 脇	泰 弘
まちなみ課長		大 津	一 由
健康ふれあい課長		小 澤	敏 博
やすらぎの家施設長		表	久 義
教 育 次 長		山 崎	静
代 表 監 査 委 員		中 野	浩 二

○欠席した者の氏名（0名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会最終日大変、ご苦労さまでございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開致します。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名します。

日程第2 7議案一括上程・報告

●議長

日程第2

認定第1号「平成27年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、7議案を一括議題とします。

7議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員会、委員長、8番大矢議員。

(特別委員長 登壇)

●8番

平成27年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について、事務局長より報告がありましたので、一部を省略して報告致します。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号から認定第7号まで7会計の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて監査委員の決算監査意見書についても適切であるとし承認することに決定しました。

急速に進む少子高齢化や人口減少など、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下において、平成27年度は、第6期まちづくり計画並びに、総合戦略に意欲的に取り組んだ年であり、計画的かつ効率的な財政運営の結果、各会計とも実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されていることを総合評価するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税を始め、各使用料、そして他会計ではありませんけれども国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

次に一般会計、歳出についてであります。

定住対策では、第6期まちづくり計画において、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が表れていることは、大いに評価するものであります。

今後においても、まちづくりの重要な施策の一つである移住・定住が一層進むよう期待するものであります。

次に、各連合区における会館は、地域コミュニティーや災害時の避難施設として重要な施設であります。

高齢化や会館利用の減少等により、地区における会館の維持管理が難しくなる中、修繕等に対する補助金制度が有効に活用されるよう、改めて周知等に努めていただきたい。

次に、障がい者支援においては、障がいのある人が地域で暮らすために、自立を支援

することは重要な取り組みであります。

今後とも、障がいへの理解を広めると共に、雇用や就労、特産品販売などの支援が促進されるよう望むものであります。

次に、道路・公園の維持管理において、草刈や樹木剪定は交通安全や美観、機能維持のために大切な業務であります。

それぞれの機能を低下させないよう、適期の実施などにより維持管理されるよう要望するものであります。

次に、公営住宅の管理では、申込み資格における持ち家者の基準の検討や、公営住宅住み替え、入居条件の周知など、申込みや入居がスムーズに進むよう努めていただきたい。

次に、児童・生徒の学力向上では、小中学生の漢字検定料、中学生の英語検定料助成を新たに取り組むなど、子どもたちの学びの充実が進められていることを評価するものであります。

今後においても、きめ細やかな指導、確かな学力の向上に努めていただきたい。

次に、公共施設等総合管理計画については、人口減少等が続く中、施設等の計画的かつ効率的な管理を進めることは、行財政運営を進める上で大変重要なことであります。

本年度の計画策定にあたり、町民や子どもたちの意見を充分反映し、将来のまちづくりを見据えた計画となるよう留意願いたい。

次に、特別会計の国民健康保険事業会計についてであります。

被保険者、国保税の減少など厳しい財政運営が推測されます。

今後とも、医療費の動向、基金残高の推移などを充分検討し、中期的展望に立ち健全な運営に向け努力願いたい。

次に、公営企業会計についてであります。

地域の安定した医療や介護、利用者ニーズに応じた施設運営に努力されていることに敬意を表するところであります。

当町の医療・福祉施設は、患者数の減少や診療報酬の改定など、依然として非常に厳しい経営環境にあります。

病院事業会計においては、引き続き地元医歯会、近隣公立病院との連携の推進とともに、病棟再編、地域包括支援体制も考慮し、経営の健全化に努力願いたい。

老人保健施設事業会計及び老人総合福祉施設事業会計では、利用者の高齢化、介護の重度化が進んでいます。

今後においても、その役割を果たしていくため、サービス体制の充実や利用しやすい施設づくりに努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたけれども、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

●議長

認定第1号「平成27年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成27年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成27年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成27年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成27年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の討論・採決

●議長

認定第6号「平成27年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の討論・採決

●議長

認定第7号「平成27年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第3、議案第9号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

改めまして、おはようございます。

定例会出席大変お疲れさまでございます。

追加でお配りをしております議案書59頁をお開き下さい。

議案第9号「平成28年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」

平成28年度の奈井江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,476万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,546万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月15日提出、奈井江町長。

次頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金856万5千円を追加し3億3,529万円、21款町債2,620万円を追加し3億9,722万8千円、歳入合計3,476万5千円を追加し49億6,546万6千円であります。

歳出、8款土木費796万6千円を追加し6億3,139万5千円、14款災害復旧費2,679万9千円を追加し2,679万9千円、歳出合計は3,476万5千円を追加し49億6,546万6千円とするものでございます。

次頁をご覧下さい。

第2表、地方債の補正の追加であります。

まず初めに、起債の目的と限度額について説明致します。

農業施設災害復旧事業債、60万円を追加し60万円。

公共土木施設災害復旧事業債（道路）、1,350万円を追加し1,350万円とするものであります。

公共土木施設災害復旧事業債（河川）、1,210万円を追加し1,210万円とするものでございます。

それでは今ほど説明申し上げました3本の起債に関わります起債の方法、利率、償還の方法について、順番に説明をさせていただきます。

起債の方法については、普通貸借または証券発行です。

利率につきましては、4.0%以内としますが、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率によるものとします。

起債の償還方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、64頁をお開き下さい。

今回の補正につきましては、台風の北海道上陸に伴う、8月20日からの大雨による町道、林道、河川等、被災箇所の復旧でございます。

それでは、土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、排水路の土砂上げ業務委託料のほか、バリケード等、交通規制資材の購入、あわせて735万円を追加計上。

河川費の水防費では、職員用の安全確保に係りますヘルメット、夜光反射安全ベストの追加購入によりまして、61万6千円を追加計上。

65頁にわたります、災害復旧費におきましては、災害復旧に係る機械借り上げ料、委託料、工事請負費について各項、各目にわたりまして、それぞれ追加計上をしているところでございますが、1項の農林業施設災害復旧費の林業施設災害復旧費では、林道2路線、作業路1路線、計6カ所に関わる復旧経費で102万8千円を追加計上してございます。

2項、公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費では、9カ所にわたります道路復旧費で1,358万8千円を追加計上しております。

66頁にわたります、河川災害復旧費では、クラマナイ川等2カ所の復旧工事請負費等で1,218万3千円を追加計上致しているところでございます。

続きまして、歳入について説明を致しますので、63頁をお開き下さい。

町債の災害復旧債では、農業施設災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債あわせて2,620万円を追加計上致したところでございます。

以上におけます歳入歳出の差856万5千円につきましては、財政調整基金からの繰入金を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●6番

只今、災害復旧に関する補正予算の説明がございました。

かなり復旧箇所が、想像より多いなという思いをしております。

今回補正予算成立後には、1日も早い復旧を願うところであります。

それで、今回の財源の基金の繰り入れは財源で分かるんですが、今回、起債において、充当されます2,620万、3つの事業債がございますけれども、今回のこの起債については、災害復旧という、特殊事情を踏まえますと、当然という言い方がよろしいかどうか分かりませんが、元利償還に関して、国の方からの支援があるのかなというような思いもしておりますけれども、その辺、今現状、把握されている部分で、説明を頂きたいと思っております。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の森岡議員の起債の翌年度以降の元利償還に対する交付税措置含めた質問でございますが、起債につきましては、今回、災害復旧費としてあげさせて頂きました2,679万9千円を対象経費とさせて頂いております、災害の単独災害復旧事業債というのがございますので、そらちの方の適用を考えてございます。

なお、先ほど、対象事業費と言いましたが、借り入れが可能な金額につきましては、林道関係につきましては事業費の65%、道路、河川の関係につきましては100%の借り入れを行う予定としておりまして、その借入額に対します元利償還金に対する交付税措置の内容につきましては、翌年度以降の交付税算定の中で、財政力に応じて、率が定められることとなりますが、今の聞いている内容でいきますと47.5%から85.5%の範囲の中で、交付税措置がされるというふうに聞いてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

森岡議員。

●6番

分かりました。

財政力に応じて、ちょっと幅がある中で、今現在では確定している部分ではないということでもありますけど、それで、今回本当に災害の想定外の災害の復旧ということで、今回、町で当然、基金を崩したり、一般財源を持ち出すわけですけれども、年度末において、特別交付税ということで、特殊事情における、財政事情を考慮した中で出される部分がありますけれども、その辺についても考えられるのかどうか、その辺もちょっと今、分かる範囲でご説明をお願いします。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

特別交付税の関係になろうかと思いますが、特別交付税につきましては、特殊財政事情ということの中で、これは、どの程度実際のところ交付されるかというのは、今の時点では申し上げることが出来ないんですが、先ほど説明を致しました災害復旧費の一般財源に相当する部分、また、先に議決頂きました、専決処分により議決頂きました職員の人件費等の本部経費、これらも特別交付税の特殊財政事情の数字、対象として報告できるような制度になってございますので、今後、そういった数字を報告しまして、少しでも財源確保されるよう、努めて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

他に質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第4、議案第6号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の44頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」

次頁をご覧頂きたいと思いますが、平成28年9月8日提出、奈井江町長。

本案につきましては、マイナンバーを利用して行う事務に、学童保育利用者負担金の減免に関する事務を追加する他、文言等々の一部改正を行い、交付の日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第5、議案第7号「定住自立圏形成協定の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の47頁をお開き下さい。

議案第7号「定住自立圏形成協定の変更について」

滝川市と砂川市との間において、定住自立圏形成協定を別紙のとおり一部変更することについて、奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月8日提出、奈井江町長。

本案につきましては、滝川市及び砂川市を中心市とした定住自立圏形成協定書の内容に、消防相互応援体制の連携と強化を追加し、広域的な取り組みをより一層推進するため、中空知5市5町の協定書の一部を次頁のとおり、変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

日程第6、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、改めて、おはようございます。

定例会連日大変、ご苦労さまでございます。

それでは、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でありますが、奈井江町教育委員でありました、堀美鈴氏及び笹木恭が、平成28年9月30日をもちまして、任期満了となりますので、引き続き堀美鈴氏と、林知孝氏、引き続きではございませんが、新たにでございますが、林知孝氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

平成28年9月8日提出になっております。

履歴については、50頁51頁に記載されておりますので、よろしくご同意のほど、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたが、この審議、採決は一人一人について、行います。

●議長

最初に、堀美鈴氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

堀美鈴氏について、採決します。

堀美鈴氏を、教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

堀美鈴氏を、教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに決定しました。

●議長

次に、林知孝氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

林知孝氏について、採決します。

林知孝氏を、教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

林知孝氏を、教育委員会委員に任命することについては、これに同意することに決定しました。

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第7、意見案第1号「後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

5番三浦議員。

●5番

「後期高齢者医療制度における保険料軽減特例措置の維持・継続を求める意見書」の補足説明をさせていただきます。

本制度につきましては、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者で共に支え合うものとして、それまでの老人保険制度や退職者医療制度を廃止した上で、2008年度に創設されたものでありますが、制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、保険料の軽減特例措置が設けられ国の予算措置がなされてきたところです。

北海道でも全被保険者に占める均等割軽減の対象者は51.9%、所得割軽減の対象者は9.8%を占めています。

こうした状況の中、国は2015年1月13日の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、2017年度から均等割軽減については、政令本則の2割、5割、7割に戻すとなりました。

高齢者の最大の収入源である年金の引き下げが行われる中、この軽減特例措置が廃止されれば、対象者の生活環境悪化が懸念されます。

よって、国においては、本特例措置を今後も維持・継続するよう強く要望し、本意見書を提出するものです。

どうか全議員の賛成を頂きたいようお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時35分)

●議長

日程第8、意見案第2号「農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

政府は、成長戦略に、農業の成長産業化を位置づけ、「農業・農村の所得倍増」「攻めの農業」などを掲げて、改革を進めてきました。

一方、成長戦略の切り札と位置づけるTPPでは、参加国との合意受け入れ後、TPP関連政策大綱を示し、交渉過程など十分な情報公開がなされないまま、国内対策を進めています。

このまま、この農政対策が進めば、農業・農村を支えている家族農業は衰退し、地域経済や社会までも存続の危機に追い込まれかねません。

特に、農業が基幹産業である北海道に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、農業・農村を崩壊させかねない農政改革に反対するとともに、TPPの拙速な国会承認を行わないよう、意見書を提出し致します。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時39分)

●議長

日程第9、意見案第3号「「米政策改革」の抜本の見直しを求める要望意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

これも提出議員の立場から、少し補足説明をしたいと思います。

国は、米政策改革を推進し、平成30年産から行政による生産数量目標の配分や米の直接支払交付金を廃止しようとしています。

このため、特に、米の直接支払交付金が全廃されると、生産調整の円滑な推進を困難にするばかりか、担い手農家ほど再生産が難しくなり、経営破たん追い込まれかねません。

ついては、稲作経営の安定を損ない、担い手農家を置き去りにした米政策改革の抜本の見直しを図り、主食である米の需給及び価格の安定、水田農業の持続的発展が見込まれる政策を確立されるよう、意見書を提出します。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時43分)

●議長

日程第10、意見案第4号「指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(意見案第4号)朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

これにつきましても、提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

北海道は、全国の半分以上の生乳を生産しています。

国民に対し、安全・安心で良質な北海道産の牛乳・乳製品を安定的に供給する役割と責任を担っています。

これまで、全国の指定生乳生産者団体は、連携・協調を図りながら、安定的な牛乳・乳製品の供給という役割を果たしてきました。

しかしながら、こうした指定団体の機能・役割を全く無視した規制改革会議の提言・答申は、安定的な生乳取引・流通と需給調整を混乱に陥れ、更には、酪農経営そのものの根幹を揺るがす問題で、とても受け入れられません。

については、安心して酪農・畜産経営が持続できる政策を確立することとともに、指定生乳生産者団体制度の根幹を堅持するよう、意見書を提出致します。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第4号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 1 1 意見案第 5 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時47分)

●議長

日程第 1 1、意見案第 5 号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第 5 号) 朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

3 番遠藤議員。

●3 番

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の補足説明をさせていただきます。

本道の森林は、全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土の保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林整備事業及び治山事業、次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐、路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備などの取り組みを進めてきたところです。

今後、こうした取り組みをさらに加速化し、地域の特性に応じた森林の整備や保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策を充実・強化することが必要であります。

よって、本意見書強く要望するものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第5号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第12 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時51分)

●議長

日程第12、会議案第1号「奈井江町議会傍聴規則の一部を改正する規則」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の説明を求めます。

4番石川議員。

● 4 番

第 3 回定例会出席お疲れさまです。

会議案第 1 号「奈井江町議会傍聴規則の一部を改正する規則」につきまして、補足説明をさせていただきます。

改正の内容については、只今、事務局長の朗読のとおりであります。

第 3 条の傍聴人の定員では、傍聴席の秩序を守ること。

また第 7 条においては、議会の情報公開を一層進めるため、傍聴席における撮影、録音等について、議長許可制から申し出制に改正し、より自由度を高めようとするものであります。

全議員の賛同をよろしくお願い致します。

● 議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

● 議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

会議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 調査第 1 号の上程・付託

(10 時 5 4 分)

● 議長

日程第 1 3、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第14 調査第2号の上程・付託

●議長

日程第14、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 調査第3号の上程・説明・付託

●議長

日程第15、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号)朗読。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成28年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時57分)